

## なかのみどりの貢献賞

環境・緑化推進係／8階  
☎(3228)5554 FAX(3228)5673

区内での緑化活動等の取り組みを表彰し、副賞を贈呈します。

応募書類は、6月19日(月)～21日(水)に区役所1階区民ホールに展示。表彰式は10月の「花と緑の祭典2023秋」で行う予定です。

**部門・対象** (個人・団体とも可)

①**緑の保護育成活動部門**=自宅の庭などで、樹木や草花を守り育てる活動

**【例】庭づくり、緑のカーテン等の壁面緑化、屋上緑化など**

②**子ども緑化活動部門**=子どもを中心に、学校、幼稚園、保育園、児童館や地域で緑化に取り組む活動

**【例】学校農園での活動、町会の子ども会での花壇づくり**

③**地域緑化活動部門**=公園や地域で緑化に取り組む活動(前記②に該当する活動を除く)

**【例】自主管理花壇での活動、街路樹・植栽地の維持管理**

④**緑化活動サポート部門**=前記①～③の取り組みを支援するための活動

**【例】花壇作りなどの指導、企業等による活動団体への緑化の技術支援・資金援助など**

### 提出書類

1年以内に撮影した該当箇所や活動風景の四季折々の写真(Lサイズ相当)を4枚程度(2枚以上、裏面に申込者氏名を記入)

☆④は写真に代えて、教室等で使用した資料でも可

### 申込み

5月8日～29日(必着)に、電子申請か、区HPまたは環境・緑化推進係で配布する応募用紙に提出書類を添えて郵送または直接、同係へ



◀ベランダを活用したローズガーデン。昨年度「地域緑化活動部門」で貢献賞を受賞

## 特別区民税・都民税を給与特別徴収(給与天引き)で納付している方へ

### 令和5年度の税額決定通知書を郵送します

課税係／3階 ☎(3228)8913 FAX(3228)8747

給与特別徴収分の令和5年度特別区民税・都民税の税額決定通知書を、5月19日に勤務先へ発送します。勤務先の給与担当者を通じて受け取ってください。

☆普通徴収・年金特別徴収分の税額決定・納税通知書は、6月9日に自宅へ発送予定

### 事業者の方へ

#### 住民税の納付は「地方税共通納税システム」のご利用を

収納係／3階 ☎(3228)8920 FAX(3228)5652

特別徴収の納入には「地方税共通納税システム」が便利です。パソコン操作で複数の自治体へ一括して納付でき、手数料は掛かりません(クレジットカード納付を除く)。詳しくは、eLTAX(地方税ポータルシステム)HPをご覧ください。

### 5月19日から課税(納税)証明書の交付を受けられます

課税係／3階  
☎(3228)8914 FAX(3228)8747

給与特別徴収分の令和5年度特別区民税・都民税の課税(納税)証明書を5月19日から、地域事務所、区役所1階証明係で交付します(1通300円)。

納税者本人が交付申請する場合は本人確認書類(運転免許証など)を、代理人が交付申請する場合は委任状(納税者本人の自署または押印があるもの)と代理人の本人確認書類をお持ちください。

☆給与特別徴収と他の徴収方法を併用している方及びコンビニ交付を希望する方の場合、6月9日に交付を開始します

## お知らせ

### 軽自動車税の納税通知書を郵送します

諸税係／3階  
☎(3228)8908 FAX(3228)5652

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や小型自動二輪、軽四輪車などの登録がある方に、その年度分を課税します。

令和5年度分の納税通知書兼納付書を5月9日に郵送します。納期限の5月31日までに、区役所や地域事務所、コンビニエンスストア、スマホ決済、ペイジー、モバイルレジなどで納付してください。

☆スマホ決済、ペイジー、モバイルレジで納付した場合、領収証書は発行されません。なお、廃棄処分や譲渡、盗難などで車を所有しなくなった場合でも、4月1日現在で廃車の申告がなかった場合は課税の対象です



◀納付方法などについて詳しくはこちら

## 傍聴を

☆会場は、変わることがあります

### 中野区健康福祉審議会

健康福祉企画係／6階  
☎(3228)5421 FAX(3228)5662

5月29日(月)=地域福祉・成年後見部会

6月5日(月)=介護・高齢部会

6月6日(火)=スポーツ・健康づくり部会

いずれも午後7時～9時

区役所7階会議室

☆事前申込制。5月8日～各開催日の10日前の平日に電話で、健康福祉企画係へ。各日先着5人。要約筆記・手・保(各日先着3人)希望の方は、あわせて申し込みを

### 緑を守り増やすための助成の利用を

環境・緑化推進係／8階  
☎(3228)5554 FAX(3228)5673

次の①②とも、制度や対象条件などについて詳しくは、環境・緑化推進係へ問い合わせを。

#### ①生け垣・植樹帯の設置

一定の条件を満たす生け垣・植樹帯を新たに設置する場合、費用の一部を助成する制度です。

**助成限度額** 設置延長1m当たり1万円(上限30万円)

☆各年度の予算の範囲内で支出し、予算額に達した時点で受け付けを終了

#### ②樹木・樹林・生け垣の維持管理(保護指定制度)

一定の基準を満たす緑を保護指定し、維持管理費用の一部を助成する制度です。

**助成額(年額)** 樹木=1本当たり1万円、樹林=面積に応じて3万～8万円、生け垣=長さ1m当たり1,000円

☆保護指定相談・助成金申請は、環境・緑化推進係で随時受け付け。助成金交付は、保護指定の翌年度からです



◀区HP

### 「事業系廃棄物排出届出書」の提出はお済みですか

ごみ減量推進係(リサイクル展示室内)  
☎(3228)5563 FAX(3228)5634

小規模事業者で、ごみの自己処理が困難な場合は、例外的に区のごみ収集を利用できます。その場合は、届け出が必要。届け出をした事業者には、事業者番号を記載した「届出済証」を郵送します。

届出制度について詳しくは、ごみ減量推進係へ問い合わせを。

☆ごみを出す際は、袋の容量に応じた「中野区事業系有料ごみ処理券」(シール)を購入し、事業者番号と事業者名を明記の上、ごみ袋に貼ってください。購入場所は、区HPで確認を

### あき地は適正に管理しましょう

衛生環境係(中野区保健所)  
☎(3382)6662 FAX(3382)6667

あき地に雑草が生い茂ると、美観を損ねるだけでなく害虫の発生や花粉アレルギー発症などの原因にもなり、環境衛生上も好ましくありません。

また、ごみの投棄や犯罪、火災を招く危険もあるので、あき地の管理者は定期的に見回り、雑草が長く伸びないうちに刈り取るなどの管理をお願いします。☆自分で刈り取れない場合は、区に有料で委託もできるので相談を

## 中野区公式LINEで情報を発信中

広報係／4階 ☎(3228)8804 FAX(3228)5645



子育て情報や防災、イベント情報などを中心に配信。ぜひ、「友だち」になってください。詳しくは、区HPをご覧ください。



▲区HP